

育児・介護休業法の改正に対応します

令和4年10月1日から、通常の育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能な休業制度、いわゆる産後パパ育休（出生時育児休業）が創設されます。

また、育児休業を分割して取得できるようになります。

産後パパ育休を取得する従業員からの申請

従業員は、通常の育児休業とは別に、産後パパ育休が申請できます。

参考

産後パパ育休は分割して2回取得することも可能です。その場合は、はじめにまとめて申し出る必要があります。

当サービスでは、「分割して取得する」にチェックを付けると、2回分の期間を入力できます。

産後パパ育休の届出書類の作成・提出

従業員から提出してもらった情報をもとに、担当者は以下の書類を作成・提出できます。

- 健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届

参考

従来の育児休業でも提出していた書類ですが、今回の改正に伴って記載事項に変更が入ります。

- 雇用保険 育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書

参考

通常の育児休業の給付金支給申請とは異なり、産後パパ育休の給付金支給申請に必要な書類です。

- 雇用保険 被保険者休業開始時賃金月額証明書

参考

今回の改正により、従来の育児休業でも分割して2回取得することが可能になります。その場合、当サービスでは、それぞれのタイミングで従業員に「育児に伴う休業の手続き」を申請してもらいます。

例えば、以下のように女性社員が育児休業を分割して2回取得する場合は、1回目（産前産後休業を終了するタイミング）で従業員から「育児に伴う休業の手続き」を申請してもらい、申請されたら育児休業の手続きを進めます。2回目（再度育児休業を取得することを決めたタイミング）で、従業員から1回目とは別で「育児に伴う休業の手続き」を申請してもらいます。申請されたら2回目の育児休業の手続きを進めます。

- 産前産後休業から続けて半年間の育児休業を取得（1回目）

- 育児休業の開始から半年後、夫が育児休業を取得することになったため職場復帰
- 保育所に入所できなかったため、子が1歳になったタイミングで再度育児休業を取得（2回目）

上記内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。